○志摩市情報公開条例施行規則

平成16年10月1日 規則第14号 改正 平成17年3月25日規則第14号 平成21年3月30日規則第15号 平成23年2月7日規則第1号

> 平成28年3月30日規則第29号 令和元年5月8日規則第1号

令和3年3月29日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、志摩市情報公開条例(平成16年志摩市条例第8号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、市長が保有する公文書(条例第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開示請求書)

第2条 条例第6条第1項に規定する請求書の様式は、公文書開示請求書(様式 第1号)とする。

(開示決定通知書等)

- 第3条 条例第7条第2項後段に規定する書面の様式は、公文書開示決定期間 延長通知書(様式第2号)とする。
- 2 条例第7条第3項に規定する書面の様式は、次の各号に掲げる決定の区分 に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 公文書の全部を開示する旨の決定 公文書開示決定通知書(様式第3号)
 - (2) 公文書の一部を開示する旨の決定 公文書部分開示決定通知書(様式 第4号)
 - (3) 公文書の全部を開示しない旨の決定

- ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 公文書非開示決定通知書(様式 第5号)
- イ 条例第10条の規定により開示請求を拒否する場合 公文書の存否 を明らかにしない決定通知書(様式第6号)
- ウ 公文書を保有していない場合 公文書不存在決定通知書(様式第7 号)
- 3 条例第8条に規定する書面の様式は、公文書開示決定等期間特例延長通知書(様式第8号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

- 第4条 条例第13条第2項に規定する電磁的記録の開示方法は、次に掲げるものとする。
 - (1) 印字装置等により用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
 - (2) テープレコーダー、パソコン等専用機器により再生したものの視聴
 - (3) 光ディスク(CD-R、DVD-R等)等に複写したものの交付
- 2 条例第11条に規定する場合における電磁的記録の部分開示の方法は、原 則として、印字装置等により用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付と する。

(写しの交付部数及び作成等に要する費用)

- 第5条 公文書の写しを交付するときの交付部数は、請求1件につき1部とする。
- 2 条例第14条第2項に規定する公文書の写しの作成に要する費用の額及び 同条第3項に規定する電磁的記録の開示の実施に伴う費用の額は、別表に掲 げるとおりとする。
- 3 条例第14条第2項に規定する公文書の写しの送付に要する費用の額は、当該送付に係る郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の料金

に相当する額とする。

- 4 前2項の費用は、現金又は定額小為替証書により前納しなければならない。 (諮問の様式等)
- 第6条 条例第15条の規定による諮問は、志摩市情報公開・個人情報保護審査会諮問書(様式第9号)によるものとする。

(諮問した旨の通知)

- 第7条 条例第15条の規定により諮問したときは、審査請求人に対し、諮問をした旨を通知するものとする。
- 2 前項の規定による通知は、志摩市情報公開・個人情報保護審査会諮問通知(様式第10号)によるものとする。

(実施状況の公表)

第8条 条例第19条の規定による公表は、請求件数、公文書の開示に関する 決定の状況、審査請求の状況その他必要な事項について、志摩市広報への 登載等により行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浜島町情報公開条例施行規則(平成13年浜島町規則第7号)、大王町情報公開条例施行規則(平成12年大王町規則第15号)、志摩町情報公開条例施行規則(平成12年志摩町規則第18号)、阿児町情報公開条例施行規則(平成11年規則第9号)又は磯部町情報公開条例施行規則(平成12年磯部町規則第49号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(志摩広域消防組合の解散に伴う経過措置)

3 令和3年3月31日までに、解散前の志摩広域消防組合情報公開条例施行規

則(平成21年志摩広域消防組合規則第3号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年3月25日規則第14号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の志摩市情報公開条例施行規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の志摩市情報公開条例施行規則によりなされたものとみなす。

附 則(平成23年2月7日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第29号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月8日規則第1号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日規則第16号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

| | 区分 | 写しの作成の方法 | 金額 |
|-----|-------|-----------------|-----------|
| 文書、 | 図面及び写 | 複写機により複写したもの(黒色 | 1枚につき10円 |
| 真 | | 単色刷りで日本産業規格A3判ま | |
| | | での用紙に限る。) | |
| | | 複写機により複写したもの(多色 | 1枚につき100円 |
| | | 刷りで日本産業規格A3判までの | |
| | | 用紙に限る。) | |

| | その他の方法による写しの作成 | 当該写しの作成に要す |
|---------|--------------------|--------------|
| | | る費用の実費に相当す |
| | | る額 |
| マイクロフィル | 用紙又は印画紙に印刷・印画した | 当該写しの作成に要す |
| ム、スライド | ものの交付 | る費用の実費に相当す |
| | | る額 |
| 電磁的記錄 | 用紙に印刷したもの(黒色単色刷 | 1枚につき10円 |
| | りで日本産業規格A3判までの用 | |
| | 紙に限る。) | |
| | 用紙に印刷したもの(多色刷りで | 1枚につき100円 |
| | 日本産業規格A3判までの用紙に | |
| | 限る。) | |
| | CD-R[光ディスク(日本産業規格 | CD—R1枚につき100 |
| | ×0606及び×6281に適合する直 | 円に、用紙に出力され |
| | 径120ミリメートルの光ディスク | るとしたならば出力さ |
| | の再生装置で再生することが可能 | れる用紙1枚(A3判ま |
| | なものに限る。)] に複写したもの | で)につき10円を加え |
| | の交付 | た額 |
| | DVD-R [光ディスク(日本産業規 | DVD―R1枚につき |
| | 格×6241に適合する直径120ミリ | 120円に、用紙に出力さ |
| | メートルの光ディスクの再生装置 | れるとしたならば出力 |
| | で再生することが可能なものに限 | される用紙1枚(A3判ま |
| | る。)] に複写したものの交付 | で)につき10円を加え |
| | | た額 |
| | その他の方法による写しの作成 | 当該写しの作成に要す |
| | | る費用の実費に相当す |
| | | る額 |

備考 用紙を用いて写しを作成する場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として費用の額を算定する。

様式省略